

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	循環水系ポンプ（A）の点検において、当該ポンプ構成部品（保護管等）の締付ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	GⅢ	
2	3号機	循環水系ポンプ（B）の点検において、当該ポンプ構成部品（ポンプグランド部）の締付ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	GⅢ	
3	3号機	バイタル交流電源装置用静止型無停電電源装置の点検において、電解コンデンサ（54個中10個）の取付け部に電解液漏れの痕跡が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
4	3号機	タービン建屋の床ドレンファンネル（TF-201）に詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	GⅢ	
5	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の冷水ポンプ入口流量指示スイッチに指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	廃棄物処理建屋1階に設置されているプリコートタンクレベル計の空気供給器の流量調整部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	4号機	屋外海側エリアの硫酸第一鉄注入装置建屋脇に設置されているガードレールに著しい腐食（一部欠損あり）が認められたため、当該ガードレールを点検・修理	対象外	
8	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（B）送風機（B）用電源盤内のブレーカを「ON」状態にした際、当該電源盤内部より過大な異音が認められたため、当該電源盤を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	取水設備取水口前のバースクリーン装置（A～G）に海生物（貝、藻）の著しい付着及び「水位差大」を示す警報が発生したため、当該バースクリーン装置を点検・清掃	GⅢ	
10	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）のフランジ保温材下部に海水のにじみ（塩分の析出）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
11	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン濃縮器の気水分離器に詰まりが認められたため、当該気水分離器を点検・修理	GⅢ	
12	集中環境施設	廃液乾燥固化系パーツフィーダ（半形成品戻し装置）（B）のカバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	GⅢ	